

国政選挙法（衆議院）の変遷

時期と根拠法	選挙制度と定数		定数是正等の内容
(1889年) 衆議院議員選挙法 制定（明治22年2 月11日法律第3号）	300		原則として1人1区（例外的に2人区） 選挙要件は15円以上の直接国税を引き 続き1年以上納税する25歳以上の男子 （約45万人）。選挙人の記名投票 大日本帝国憲法発布。帝国議会設置
	小選挙区制 （2人区は2 名連記制）	1人区 214 2人区 43 （257区）	
(1900年) 衆議院議員選挙法 改正（明治33年3 月29日法律第73 号）	369		府県を選挙区とする大選挙区制（人口3 万人以上の市は独立の選挙区） 選挙要件は直接国税を10円以上に引下 げ（有権者約98万人）。単記無記名式投 票。治安警察法制定
	大選挙区制 （単記制）	1人区～13人 区 （97区）	
(1902年) 衆議院議員選挙法 改正（明治35年4 月4日法律第38、 39号）	381		同上
	大選挙区制 （単記制）	1人区～12人 区 （109区）	
(1919年) 衆議院議員選挙法 改正（大正8年5月 22日法律第60号）	464		原則として1人1区制（例外として2 人区と3人区） 選挙要件は直接国税を3円以上に引下 げ（有権者約300万人）
	小選挙区制 （単記制）	1人区 295 2人区 68 3人区 11 （374区）	
(1925年) 衆議院議員選挙法 改正（大正14年5 月5日法律第47号）	466		選挙権の納税要件を廃止し、男子（25 歳以上）普通選挙を実現（約1,241万人 全人口割合20%） 供託金制度、戸別訪問禁止、言論・文書 の取締等選挙運動の規制の新設 治安維持法成立
	中選挙区制 （単記制）	3人区 53 4人区 38 5人区 31 （122区）	
(1945年) 衆議院議員選挙法 改正（昭和20年12 月17日法律第42 号）	468（沖縄県2人を含む）		都道府県を選挙区（ただし、定数15人 以上の場合は2区に分割）。 婦人参政権の実現。選挙権年齢を25歳 から20歳以上に引下げ。
	大選挙区制 （2～3名の 制限連記制）	4人区～14人 区 （54区）	
(1947年) 衆議院議員選挙法	466		中選挙区制に変更 日本国憲法施行
	中選挙区制	3人区 40	

改正（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 43 号）	（単記制）	4 人区 39 5 人区 30 （117 区）	
（1950 年） 公職選挙法制定（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）	同上		衆議院議員、参議院議員、地方自治体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙を、単一の公職選挙法に統合統一した。
（1953 年） 奄美群島復帰暫定措置法（昭和 28 年 11 月 16 日法律第 267 号）	467		奄美群島の復帰に伴う定数 1 人増（1 人区創設）
	中選挙区制 （単記制）	上記に 1 人区 が 1 追加 （118 区）	
（1964 年） 公職選挙法改正（昭和 39 年 7 月 2 日法律第 132 号）	486		法第 4 条定数 466 人 附則による定数 20 人 （うち 19 は定数是正、1 は奄美復帰に伴うもの）
	中選挙区制 （単記制）	1 人区 1 3 人区 43 4 人区 39 5 人区 40 （123 区）	
（1970 年） 沖縄住民国政参加特別措置法（昭和 45 年 5 月 7 日法律第 49 号） （1971 年） 沖縄復帰に伴う関係法令改廃法（昭和 46 年 12 月 31 日法律第 130 号）	491		沖縄復帰に伴い、沖縄県の定数を 5 増（5 人区を 1 増加） 法第 4 条の定数を 471 人に改正
	中選挙区制 （単記制）	1 人区 1 3 人区 43 4 人区 39 5 人区 41 （124）	
（1975 年） 公職選挙法改正（昭和 50 年 7 月 15 日法律第 63 号）	511		法第 4 条定数 471 人 附則による定数 40 人（うち今回の定数是正 20 人:20 増）
	中選挙区制 （単記制）	1 人区 1 3 人区 47 4 人区 41 5 人区 41 （130）	
（1986 年） 公職選挙法改正（昭	512		法第 4 条定数 471 人 附則による定数 41 人（うち今回の定数
	中選挙区制	1 人区 1	

和61年5月23日法律第67号)	(単記制)	2人区 4 3人区 42 4人区 39 5人区 43 6人区 1 (130)	是正1人：8増7減)
(1992年) 公職選挙法改正(平成4年12月16日法律第97号)	中選挙区制 (単記制)	511 2人区 8 3人区 39 4人区 34 5人区 46 6人区 2 (129)	法第4条定数 471 附則による定数 40人(うち今回の定数は是正で1人減：9増10減)
(1994年) 公職選挙法改正(平成6年2月4日法律第2号)	小選挙区比例代表並立制 (2票制)	500 小選挙区 300人 比例代表制 (11ブロック) 200人	衆議院議員選挙制度を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改めた。 衆議院議員選挙の選挙運動期間を12日に短縮した。 重複立候補を認めた。
(2000年) 公職選挙法改正(平成12年2月9日法律第1号)	小選挙区比例代表並立制 (2票制)	480 小選挙区 300人 比例代表制 (11ブロック) 180人	定数を480人とし、比例代表選出数を180人に改めた。
(2013年) 小選挙区緊急是正のための公職選挙法改正(平成25年6月28日法律第68号)	小選挙区比例代表並立制 (2票制)	475 小選挙区 295人 比例代表制 (11ブロック) 180人	小選挙区の定数を295人に改正(定数は是正0増5減) 17都県42選挙区で定数は是正 インターネット選挙運動の解禁 候補者届出政党および名簿届出政党等はマニフェストを頒布できることとした。

(田中久雄)